

令和3年度 医療に関する税制要望(項目)

令和2年9月
公益社団法人日本医師会

○医療経営

- 1 消費税率10%超への更なる引き上げに向け、課税取引も視野に入れてあらゆる選択肢を排除せず引き続き検討すること。
— 消費税 —
- 2 医療を承継する時の相続・贈与に係る税制をさらに改善すること。
(1)医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
(2)個人版事業承継税制の改善。
(3)基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設。
(4)認定医療法人制度の拡充。
(5)医療法人の出資の評価方法の改善。
(6)出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。
(7)基金拠出型医療法人の基金の評価方法の改善。
— 相続税・贈与税・所得税 —
- 3 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
— 事業税 —
- 4 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
— 事業税 —
- 5 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。
— 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 —

○勤務環境

- 6 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。
・ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。
— 所得税 —

○健康予防

7 たばこ税の税率引き上げ。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

○医療施設・設備

8 医療機関の設備投資を支援するため、以下の措置を講ずること。

(1) 医療用機器に係る特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同等の措置が受けられるよう、税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

(2) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。

- ① 中小企業者等に対する特例措置の拡充及び適用期限延長
 - ・ 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
 - ・ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種に医療業を追加するとともに、適用期限を延長すること。
 - ・ 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。

② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。

(3) 中小企業者等に該当する医療機関は、医療用機器について、(1)の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置(中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の選択適用ができるようにすること。

－ 所得税・法人税 －

9 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。

－ 所得税・法人税 －

10 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。

- (1)生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること。
- (2)医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。
- (3)固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。

－ 固定資産税 －

11 医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。

－ 固定資産税・不動産取得税 －

12 医療機関の防災・減災対策を支援するため、以下の措置を講ずること。

- (1)医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。
- (2)中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

○その他

13 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。

－ 所得税・法人税 －

14 公益法人等に関わる所要の税制措置。

- (1)医師会について
開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、
開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
- (2)公益法人等への課税強化を行わないこと。
- (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

- 15 新型コロナウイルス感染症対策として、以下の措置を講ずること。
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための病床確保
に対して固定資産税等の減免措置を講ずること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について
 - ① 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、
所得税・法人税の新たな措置(即時償却又は税額控除30%)創設。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、
固定資産税を全額減免すること。
 - (3) 医療機関に対する寄附・補助金等について
 - ① 医療機関に対する寄附について、寄附者の所得控除・損金算入枠を
拡充すること。
 - ② 医療機関に対する寄附について、医療法人等の受贈益を非課税
とすることともに、医療機関を営業する個人に対する贈与税を非課税
とすること。
 - ③ 医療機関が給付を受ける補助金等につき、非課税とすること。
 - (4) 純損失・欠損金について
 - ① 純損失・欠損金の繰戻還付の適用対象法人の制限を撤廃し、
還付請求するための遡り期間を5年程度に延長すること。
 - ② 純損失・欠損金の繰戻還付について地方税にも
同様の措置を創設すること。
 - ③ 純損失・欠損金の繰越控除の繰越期間を延長すること。
 - (5) 税金等を一時に納付できない場合、税務署等への申請により、
原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が
認められるが、この猶予期間を1年以上とすること。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業・縮小等を
余儀なくされた事業者に対し、消費税の課税選択の変更に係る特例を
延長すること。
 - (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等
に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置を延長すること。

－ 所得税・法人税・贈与税・消費税・住民税・事業税・固定資産税・都市計画税 －